

3 無火災地域推進運動

火災をなくすためには、行政と民間が一体となって運動を行う必要がある。

こうしたことから通年運動として民間防火組織が中心となって、火災予防思想の普及啓発をすすめ、無火災地域の拡大を図るとともに、無火災地域推進に功績のあった団体を表彰した。

4 消防設備士制度

消防用設備の工事又は整備は、昭和 40 年 5 月の消防法の一部改正により、消防設備士の資格を有する者が行わなければならないと規定され、昭和 41 年 10 月から消防設備士制度が発足し、試験については危険物取扱者試験と同様に都道府県知事が実施することとなった。その後、昭和 58 年に指定試験機関制度が創設されたことにより、昭和 60 年度から宮城県知事の委任を受けた財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部が試験を実施している。

表 3 は、消防設備士試験の実施状況を表したものである。平成 24 年度は 6 月と 11 月の計 3 回実施し、受験者 1,287 人のうち合格者は 417 人で、合格率は 32.4%となっている。

表 4 は、消防設備士免状の交付状況を表したものである。平成 24 年度末までの交付者数は延べ 17,140 人となった。

表 5 は、過去 3 年間の消防設備士法定講習の受講状況を表したものである。消防設備士は、都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない（消防法第 17 条の 10）とされており、宮城県知事の委託を受けた社団法人（現：一般社団法人）宮城県消防設備協会が当講習を実施している。

また、永年にわたり消防用設備等の適正な工事又は整備及び保守点検に従事し、防火思想の普及及び火災の未然防止に功績のあった消防設備士の表彰を行った。

表 3 平成 24 年度消防設備士試験実施状況

区 分		受験者数	合格者数	合格率（％）
甲種	特類	16	2	12.5
	第 1 類	190	27	14.2
	第 2 類	31	4	12.9
	第 3 類	65	11	16.9
	第 4 類	259	75	29.0
	第 5 類	54	13	24.1
乙種	第 1 類	59	15	25.4
	第 2 類	4	2	50.0
	第 3 類	12	4	33.3
	第 4 類	167	69	41.3
	第 5 類	17	5	29.4
	第 6 類	316	132	41.8
	第 7 類	97	58	59.8
合 計		1,287	417	32.4

表4 平成24年度消防設備士免状交付状況

種類	計	甲種					乙種								
		特 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	第 7 類	
規	交付	390	2	27	4	11	72	13	15	2	4	60	5	118	57
	(累計)	17,140	8,443					8,697							
書 換	写真以外	5	<ul style="list-style-type: none"> 写真以外：氏名や本籍の書換 うち同時：写真書換と同時に、写真以外の書換を行った場合 												
	写真	383													
	(うち同時)	12													
再交付		38													

表5 消防設備士法定講習受講状況

年 度	申込者数	受講者数	講習の種類			
			消火設備	警報設備	消火器・ 避難設備	特殊消防 設備等
22	1,167	1,146	268	546	321	11
23	1,125	1,109	265	492	340	12
24	1,202	1,178	357	486	315	20